

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように地域における高齢者の見守り体制を構築し、支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を目的とした高齢者見守りネットワーク事業(以下「見守り事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、那須町に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び 65 歳以上で構成する世帯の高齢者で、ネットワーク事業を理解し、同意(様式第 1 号)を提出した者(以下「見守り高齢者」という。)とする。

2 見守り高齢者について、ネットワーク事業同意書(様式第 1 号)により見守り高齢者台帳(様式第 2 号)に記載するものとする。

(見守りの実施)

第 3 条 見守りの実施にあたっては、見守り高齢者台帳をもとに地区ごとに行うものとする。

(事業協力者の登録)

第 4 条 町長は、次に掲げる機関及び地域住民のうち、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、ネットワーク事業の協力者になろうとする者を高齢者見守りネットワーク事業協力者登録票(様式第 3 号)により登録するものとする。

- (1) 警察署(駐在所)、消防署(分署含)及びその他の公的機関
- (2) 介護保険施設、ケアマネージャー及びその他の福祉関係者
- (3) 病院、診療所及びその他の医療機関
- (4) 金融機関、郵便事業会社、新聞店及びその他民間事業者
- (5) 民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ及びその他地域住民

2 町長は、前項の規定により登録を受けた者(以下「事業協力者」という。)について事業協力者台帳(様式第 4 号)を作成し、管理するものとする。

(地域見守り体制の策定)

第 5 条 町長は、地区ごとに事業協力者をもって見守り隊を組織し、見守りに関する業務計画は、地区の状況に応じた体制を事業協力者の意見をもとに策定するものとする。

(支援対象者に関する情報の提供)

第 6 条 事業協力者は、見守り高齢者で、明らかに不自然な行動や身体の異常等が確認された者(以下「支援対象者」という。)を発見したときは、速やかに町長へ報告するものとする。

(必要な支援の実施等)

第 7 条 町長は、前条の規定により報告のあった情報に基づき、民生委員・児童委員、那須町社会福祉協議会及び地域包括支援センターの関係する職員と協議し、支援対象者のうち緊急を有する者については、速やかに必要な支援を行い、緊急を要しない者については、順次当該支援対象者に適した支援プランを作成するなど必要な措置を講ずるものとする。

(事業協力者証明書)

第 8 条 町長は、事業協力者に事業協力者であることを確認できる証明書(様式第 5 号)を交付し、事業協力者の同意を得て事業協力者名を公表するなど広く地域住民に周知するものとする。

2 事業協力者は、見守りを行う場合は、常時証明書を携帯し、必要のあるときは、見守り高齢者に提示するものとする。

(事業の運営)

第 9 条 町長は、ネットワーク事業の運営に関し、必要な事項については、那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会に諮るものとする。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。